

# 渡来人と聖徳太子

## —太子「否定」論の一端にふれて—

井上満郎

京都産業大学

### はじめに

聖徳太子は、いうまでもなく古代史上の最重要人物の一人で、歴史学的にはむしろ、教育（学校教育・社会教育）の場においても頻繁に登場し、日本国民の知識の中にその位置を占めていた。その限りにおいてはたしかに「国民すべてが、聖徳太子信仰という千年を超えるマインドコントロールの下に」あり、「鳥が最初に見たものを親と思いこむような行動様式をインプリンティング（刷り込み）」というが、国民すべてに聖徳太子がインプリントされていた」という論も故なしとしない<sup>(1)</sup>。

聖徳太子が有名人であるのにはいくつかの理由がある。

その第1は政治家としての業績の高さにおいてである。推古天皇の「摂政」として、また「皇太子」として国政を代行、古代国家の大きな転換期である飛鳥時代を主導し、律令国家の成立前史をになった。冠位十二階の制度はその後の古代日本の官僚制運用の基本原則となったし、憲法十七条は成文「法」<sup>(2)</sup>、「制法」<sup>(3)</sup>の最初としての評価を後世に受けた。遣隋使の派遣も聖徳太子の主導で実施されたと思われる、これまた後世の遣唐使廃止までつづく日本と中国との外交の原則、すなわち“対等”外交を確立した。

第2は偉人としての聖徳太子である。「聖徳」太子の名が示すように、後世、というよりも死後かなり早い時期に神聖化・聖人化されたことは疑いない。『日本書紀』に記された片岡山飢者説話はその典型だし、また仏教受容派の中心に立って「崇仏論争」を戦って勝利をおさめ、さらに法隆寺をはじめ多くの寺院の創建にも関与した<sup>(4)</sup>。仏教の日本導入の最大の功績者としても位置づけられているわけで、日本人の宗教生活の基本を創った人物ということにもなる。

こうした偉大な政治家としての聖徳太子、宗教的・倫理的偉人としての聖徳太子の人物像に、作為があるのではないかというのは誰もが考えていることで、『日本書紀』や『上宮聖徳法王帝説』その他の史料文言が、そのままに信頼できるものだという「学説」はほとんど存在しない。つまり実在の人物としての聖徳太子は別にあ

るのではないかということは、古代史研究者の誰しもが認めるところである。というよりもあらゆる歴史資料が後世に何らかの修飾を受けたもの、すなわち志向性とか偏向性があることは自明で、その修飾を取り去ることによってのみ真実の歴史に近づくことができるというのは当然のことであろう。聖徳太子についていえば、皇室・皇族への批判の困難だった戦前においてさえも久米邦武氏『上宮太子実録』（1903年。のち『聖徳太子実録』）からはじまり、津田左右吉氏『日本上代史研究』（1930年）にいたるまでの長い研究の歩みがあり、聖徳太子の真実を解明する学問的努力は積み重ねられてきている。

## 1. 聖徳太子「否定」論の出現

近時、聖徳太子は「いなかった」という議論が提出されている。大山誠一氏によるもので、まずはその意見から聴いてみたい。

氏の説は多岐に渡り、また諸書に述べられているが、ここでは氏のこの方面での主著と認識される『<聖徳太子>の誕生』<sup>(5)</sup>によりたいと思うが、そこに氏が得られた結論は、「実在が確かな厩戸王の人物像」として、① 実在自体を疑う必要は「ないであろう」という史料なしの「推測」が加わっているが「王族の一人」で、「蘇我系の王族」であること、② 厩戸の名は「生年の干支に基づく」（生年は西暦574年で干支は甲午<キノエノウマ>）こと、③ 史実と考えて「よいであろう」という「推測」がこれまた加わるが、「斑鳩宮を居所」とし、「近くに」「斑鳩寺（法隆寺）を建立した」こと、の3点のみが真実で、そのほかの聖徳太子の事績はすべて偽りであると主張される。今まで疑われることのなかった冠位十二階の制の制定、憲法十七条の制定、遣隋使の派遣、それらと聖徳太子との関係はすべて後世の仮託であり、信じることができず、創作ないし偽作された記事であるということになる。後世の史料・資料の厳密な批判を行い、“確実”な史料・資料のみで聖徳太子像を新たに解明し、再編成されようとしたその態度はむろん尊重されるべきものだが、なお検討を加える余地もあろうかと思われる<sup>(6)</sup>。

## 2. 聖徳太子の「権力」

まず「権力」者としての聖徳太子像について考えてみたい。太子の地位は、「摂政」であって「万機」を「惣摂」し、「天皇事」を行ったという<sup>(7)</sup>。他の個所でも、「皇太子」に立てられて、政ごと（「録」）を「摂政」し、「万機」を「悉くに委」ねられたとしている<sup>(8)</sup>。「皇太子」制度はなおまだ成立を見ない時代のことだから、ここが後世の修飾であることは疑いないにしても、他に「天下の政を輔」けたともあるし<sup>(9)</sup>、史料的には少なくとも政治に携わったとあることをまず確認しておきたい。

大山氏の言われるようなら「聖天子」でさえあればよいものを、それとは別に世俗の俗人権力者とも描かれているのである。

皇太子の執政は多くの前例があり、上田正昭氏も関説され<sup>(10)</sup>、また総括的なその証明は荒木敏夫氏の研究に詳しいが<sup>(11)</sup>、ここでは皇太子制度成立以前の2、3の例をあげるに止めたい。

敏達天皇元年4月、天皇の即位とともに蘇我馬子が大臣に再任され、翌月に著名な鳥羽の表が高句麗から提出されたが、結局これは蘇我馬子を主導として王辰爾が解説するということになる。この解説に先んじて敏達天皇によって事が「皇子と大臣」に下問されている<sup>(12)</sup>。この「皇子」が誰かについては押坂彦人大兄皇子が想定されていて<sup>(13)</sup>、皇太子が国政に明白に参与していることが分かる。事態はほとんど全面的に大臣蘇我馬子によって解決されているのだが、そのなかでも実際にまるで役目を果たしていなかった「皇子」の押坂彦人大兄が史料に記されているのは、皇太子が執政するのが基本ないし慣例であったことを物語るものではないだろうか。

さらにいっそうよくそれを示すのは、勾大兄皇子のことである。

継体天皇6年、いわゆる任那四県割譲事件が持ち上がった。大伴金村を大連とする政権下で起こった、百済による「任那」地域の併合をめぐる政争である。すなわち百済が「上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四県」を「請」い、これに「百済の賂」を受けたという「哆唎国守穂積臣押山」の言に大連大伴金村が賛同、その割譲の旨を百済に伝える使節に任じられた大連物部麁鹿火が病と称して伝達を拒否するなど、対「任那」政策において政権内部に大きな意見対立があったことがうかがえる。

この時に「大兄」であった勾大兄は「前に縁事ありて、国を賜うということを開きたまわずして、晩くに宣勅を知」って、「驚き悔いて、令を改め」ようとしたという<sup>(14)</sup>。実際には実現はしなかったが、「大兄」である勾大兄が国政に参画するのは常態なのであり、彼の政策は反対勢力によって阻止されたものの、皇太子が政治権力を持つのは一般的なことであったと思われる。聖徳太子のみが前例にはずれて政権を運営し、権力をもったわけではないのであって、こうした延長線上に立って聖徳太子の「摂政」や「万機」の掌握も検討しなければならないであろう。

むしろそれは聖徳太子の持った権力が、独裁や専制であったことを示すものではない。多くの先学が述べられるように、蘇我馬子との“協調”政治であった。「皇太子及び大臣」に「三宝を興し隆」えるよう詔が出され<sup>(15)</sup>、「皇太子と大臣」が「神祇」を祭り<sup>(16)</sup>、「皇太子・島大臣」が「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并せて公民等の本記」を作成するなど<sup>(17)</sup>、枚挙にいとまがない。聖徳太子の顕彰を目的とする『上宮聖徳法王帝説』においてすら「上宮厩戸豊聡耳命、島大臣と共に天下の政を輔け」たとあって、「島大臣」こと大臣蘇我馬子の地位は当然無視できない

ものであった。

### 3. 聖徳太子の「業績」

聖徳太子ないし推古朝の政治として、① 冠位十二階の制定、② 憲法十七条、③ 遣隋使の派遣、をあげることができよう<sup>(18)</sup>。卑俗な言い方だが、この時に官僚制の運用が世襲制から個人制になったのであり、これが後の律令官僚制、ひいては明治の時代までの官僚制の原点となっている。この冠位十二階の制は早く言われているように「百濟の制を中心とし、高句麗の制を参照し」たものであろうし<sup>(19)</sup>、「高句麗など朝鮮半島諸国の位階制を模倣した」<sup>(20)</sup>というのがほぼ通説であろう。この制度の詳細な編さん過程は不明だが、聖徳太子のいわば側近として「師」となり<sup>(21)</sup>、「内教」を「習」ったという<sup>(22)</sup>高句麗僧慧慈のことを考えれば、高句麗制度と冠位十二階制度の近似性を素直に理解できるように思われる。史料的な論証は難しいが、可能性として排することはできないだろう。

憲法十七条についてもはやくから聖徳太子の作として見え、既に引用した『上宮聖徳法王帝説』の「十七余法」、*「格式序」*の「国家の制法」などのほか『令集解』にも「上宮太子」が「唯令を制して律を制さず」とも見えている<sup>(23)</sup>。後世的用語の頻出や、また儒教思想や道徳的色彩の濃厚さなどからその存在を疑う説もあるが、『日本書紀』の記載どおりの内容かどうかは別として、実際に該当する法令が施行されたことは確かであろう。

そしてこの憲法十七条は、「六世紀における王権および国家体制の変化、大陸との交渉の新しい段階、族長法の国造法への移行等を反映」するもので、「五世紀の王法との間」には「明瞭な断絶」が存在する画期的な法令であって、後世長く継承される「君臣間の新しい秩序を確立」し、さらには「君臣」と『百姓』『民』との関係の構築を目的とするものであった<sup>(24)</sup>。この「法」の制定は遣隋使派遣などの推古朝政治全般に密接にかかわるものだが、当時の政治的位置から考えて皇太子聖徳太子が深く関与していたことは疑いないように思われる。

遣隋使派遣は、周知のように倭五王以来 100 年ぶりの中国との外交交渉の再開であった。まさに画期的な政策であり、相当の政治的判断が必要だったことは間違いない。しかもこの再開にあたって、言われているように紀元前後からの 500 年におよぶ日中外交の原則を否定したのであり、この間の伝統ともいべき中国皇帝からの冊封を受けた節がなく、したがって“対等”外交を目指し、倭王は「天子」を自称、独立した倭王権の立場を主張するにいたる。以後、“臣下”としてではなく、皇帝の“徳”を求めはするが、自立した王権として「化外慕礼」の国の立場を保ち続けることになる。

これは隋の、宇宙にただ一人の「天命」を与えられた「天子」であるがゆえに世界を統治できるという中国の世界支配の原則を否定するに等しく、ために煬帝は当然「復た以って聞するなかれ」と怒りをあらわにしたのである<sup>(25)</sup>。単に倭国王が中国隋国「皇帝」と“対等”を主張したにとどまらず、中国皇帝の権威・権力のあり方、まさに当時の東アジア社会の国際的環境と深く関わるべきことだったのであって、煬帝にとっては見逃すことができるものではなかった。

結果としてはこの倭国の主張は“見逃され”た。中国皇帝が倭国王の自主・独立を認定したわけではないが、この倭国の主張に対して対抗措置を取ることはなかったのであって、当時の中国と周辺諸国との関係のあり方を考えてみると、極めて異例なことであったことも注目されねばならない。これまた卑近な言い方だが、ただちに隋国が倭国への攻撃を仕掛けたとしても何ら不思議ではない事態であった。中華帝国のこうした態度は、いくらも他に見出すことができる。

では何故隋国は倭国への攻撃・侵略の手段を取らなかったのでしょうか。それは高句麗国との争いに手を取られていたからで、隋国にとっては申すまでもなく倭国よりも高句麗国との関係のほうが国際的にははるかに重要で<sup>(26)</sup>、深刻な問題であった。結果としてこの争いに失敗して隋王朝は滅亡することから分かるように、倭国との関係に心配りしている余裕はなかったのである。

そしてそれは、そうした状況を見越して隋国との“対等”を打ち出した倭国政府の外交的判断の勝利でもあった。こうした朝鮮半島の政治情勢の倭国に伝わるルートはいくつもあっただろうが、倭国のこのような「小帝国」を目指す方向は当時の倭国政府の基本的立場でもあり、むしろそれは倭国王を中心とするものであるから、その中心に大王家の重要人物で、「摂政」として推古天皇を補佐して政務を運営していた聖徳太子がいたと考えるのは、決して不自然ではないであろう。むしろこの「対等」を拡大的に解釈することはできないが、少なくとも東アジアの“小帝国”を目指した倭国にとっては一方で朝鮮諸国から「朝貢」を受けられることができる根拠となるものでもあった。すでに触れたように「化外慕礼」、つまり中国皇帝の徳を求めはするが臣下ではないという遣隋使・遣唐使の基本外交方針はここに定まったのである。

#### 4. 晩年の聖徳太子

最晩年の聖徳太子は周知のごとくほとんど引退状況にあった。すなわち推古天皇15年2月に「皇太子と大臣」が「百寮」を率いて「神祇を祭ひ拝ぶ」ことをした時から、同28年是歳に同じく「皇太子・島大臣」が「共に議」って「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并せて公民等の本記」を「録す」まで、『日本書紀』にはまっ

たく聖徳太子の行動の足跡を見出すことができない。『日本書紀』では翌29年に太子の死を配置しているから、まさに最晩年に属することになる。この間、小野妹子の渡隋（推古天皇15年7月）と帰国（同16年4月）および再度の渡隋（同16年9月）、しかも隋皇帝からの「書」の“紛失”事件（同16年6月）、送使の入京と小墾田宮での迎接（同16年8月）、また「新羅・任那の使人」の入京と迎接（同18年10月）、「皇太夫人堅塩媛」の「改葬」（同20年2月）などと重要な国家的事業が多く行われている。わずかに、いわゆる片岡山飢者説話に、太子は登場するのみで、この間の聖徳太子の政治的事績にはまったく見るべきものの記載がない。

いうまでもなく聖徳太子伝記の類は、たとえば『聖徳太子伝暦』は『日本書紀』に太子記事空白のこの間についてことごとく太子の事績記事を設けており、当たり前のことながら聖徳太子の神格化に成功している。もし『日本書紀』における太子が“捏造”であるとするなら、『日本書紀』においてもこの間にも神格化に必要な捏造記事を設定してはじめて太子の“神格化”はより完成するわけで、それが無いというのはやはり太子が実質的に政治から退くか、あるいは排除されていたことを物語るものと考えてよいように思われる。

## 5. 蘇我馬子と蘇我氏

聖徳太子の時代に大きな権力を保持していたのは、蘇我馬子である。これについては諸説に異論をまったく見出すことはできない。蘇我馬子の実力は大きなものであって、おそらくは太子をしのぐほどであったとも思われる。詳細を論じることは必要なだろうが、たとえば早く敏達天皇元年、敏達天皇の即位とともに「大臣」となった馬子は、前年に日本海岸に漂着した高句麗国の使節のもたらした「表疏」の解説にあたっている。この時に彼は「諸の史」を「召し聚へて、読み解」かしている。前任の「大連」であった物部守屋を差し置いてということになり、「船史の祖」の王辰爾がこれの解説にあたり、いわゆる烏羽の表の解説に成功した<sup>(27)</sup>。卓越した外交処理能力を持っていたことを示すものであるが、蘇我氏渡来人説にはなお問題を残すものの、蘇我氏が多くの渡来人とその持つ知識・技術を掌握していたことに疑いはない。

またヤマト政権の経済的基盤である屯倉の経営にも深く関わっていた。敏達天皇3年には「吉備国」の「白猪屯倉と田部を増益」さしめ、「田部の名籍」を白猪史膽津に授けてその運営をさせている<sup>(28)</sup>。この「名籍」については内容や作成についての明記がないが、おそらくは「令制の戸籍・計帳に近いもの」で<sup>(29)</sup>、馬子の具体的な関与は不明なものの、経済知識の豊富さと配下の渡来人の存在は確実であろう。

仏教の受容に関しても馬子は主導権を發揮している。一々の例示は避けるが、な

おまだ受容についてのいわば国論が定まらない当時の敏達天皇13年、この年に百済からもたらされた「弥勒の石像一軀」と「仏像一軀」の2体を請いとってまつたという。そしてこれと合わせて馬子の「石川の宅」に「仏殿」を造った。これを『日本書紀』は「仏法の初、茲より作れり」と記している<sup>(30)</sup>。この翌年には物部守屋たちの批判を受けた敏達天皇によって「仏法を断めよ」という政策が出されたが、そのなかで馬子独りが「仏法を行」うことを認められてもいる<sup>(31)</sup>。前後にも馬子が仏教興隆に果たした役割についての記載は多く、当時の倭国の最大の国家的課題であった仏教の受容・非受容の議論と対立のなかで、幼少であった聖徳太子が登場しないのは当然としても、蘇我氏は大化の改新においていわば“悪者”の役割を引かされるなかにあつて、その蘇我氏の馬子の活躍は著しいものがある。こうした延長線上に蘇我氏による崇峻天皇の暗殺事件もあるわけで、「馬子宿禰、群臣を詐め」たのが事実かどうかは問題を残すが<sup>(32)</sup>、文字通りに蘇我氏の権勢が大王家をもしのぐものであったことはこれまた疑うことができない。聖徳太子の死の直後ともいべき推古天皇33年の大王家のアガタであった「葛城県」を「元臣の本居」だとして割譲を要求したことも<sup>(33)</sup>、あわせて馬子の権勢の大きさをうかがわせるものであろう。

では蘇我馬子なり蘇我氏の権力は独裁的・専制的で絶対であったかということだが、むしろそうではない。これまた本稿の課題から離れるので触れないが、たとえば推古天皇31年の「新羅、任那を伐つ」という国際事件について大きな国論の分裂が起こり、これを馬子はコントロールすることができていない。「先ちて多に新羅の幣物を得」ていたという「境部臣・阿曇連」の言によって派兵し、「悔しきかな、早く師を遣しつること」をと反省の弁を述べている<sup>(34)</sup>。この記事からして、少なくとも蘇我馬子が専制とか独裁とかいふべき権力を保持していたとは考えることはできない。

蘇我馬子と蘇我氏政権は、たくみに渡来人を操作し、組織していた。聖徳太子と蘇我馬子の開明的政権運営は、この渡来人によるところが大きいと思われる。渡来人の大活躍時代であつて、当時の倭国の文化・文明は渡来人ぬきに考えることはできない。彼らを通して中国大陸・朝鮮半島の先進的文化・文明は日本列島にもたらされ、倭国の歴史・文化を前に押し進めた。すでにそれは5世紀後半から始まっているが、飛鳥時代にはいっそう渡来文化の倭国への影響は大きくなり、太子の時代にそれは及んだ。中国の新文明の導入にあつた遣隋使の、「学生」「学問僧」合計8人のすべてが渡来系氏族の人物であつたことは<sup>(35)</sup>、明白に倭国における渡来人の位置を物語っている。

では聖徳太子と渡来人なり渡来文化なりとの関係はどうか。これについて考える直接的な材料は多くはなく、わずかに秦河勝を挙げうるのみである。すなわち推古

天皇 11 年、太子は秦河勝を前にして、「我、尊き仏像を有てり。誰か是の像を得て恭拝」するものはいないかと下問した<sup>(36)</sup>。この時に秦河勝が進み出て「臣、拝みまつらむ」と申し出てこれをもらいうけ、そこで建立したのが「蜂岡寺」であった。

「蜂岡寺」はいうまでもなく現在の広隆寺のことで、別に太秦寺・葛野秦寺などとも称されていて、秦氏の氏寺として葛野の地に建設されたものであった<sup>(37)</sup>。

この間の経緯に、聖徳太子と秦河勝の親近性をどれほど評価できるかはなお問題を残すが、後述する山背大兄王と深草屯倉の関係から考えても太子と秦氏ないし河勝との間に相当の密着があったことは確かである。それに飛鳥時代が渡来人の大活躍時代であることとを考え合わせて、聖徳太子政治のいわばブレーンとして秦氏の存在を想定しても誤りではないと思われる。雄略朝に「大蔵」が立てられて「三蔵」となって、「秦氏をして其の物を出納」させ、また「内蔵・大蔵の主鑑・蔵部と為す」という記事も<sup>(38)</sup>、秦氏の国政への関与の大きさをうかがわせるし、これらの“貢献”が飛鳥時代においてもなされていたことを疑うわけにはいかない。

さらに秦河勝と太子との関係では、いわゆる崇仏論争においてそれを見出すことができる。

蘇我稲目たちが物部守屋を攻撃したとき、稲目側に属した聖徳太子の側近ともいふべき位置に秦河勝はいた。「軍政」「軍政人」<sup>(39)</sup>、また「軍允」<sup>(40)</sup>としてその名が見えていて、守屋の首を切ったのは河勝だともいい、「大仁」の冠位をも得たという。これらを伝える『聖徳太子伝補欠記』『聖徳太子伝暦』はともに後世成立の史料ではあるし、『日本書紀』には何ら河勝の関与をうかがわせる記載がないのが気にはかかるが、「軍政」「軍政人」とか「軍允」といった孤立的表現からして河勝の崇仏論争への参画は疑いないと筆者は考える。時に太子は「束髪於額」した「十五六の間」であったというから<sup>(41)</sup>、この論争にともなう武力衝突にどれだけの功績を残したかは史実として不明としかいいようがないが、後に仏像を下賜されて河勝が広隆寺を創建したこととを考え合わせて、秦氏と太子の深い関係は確実と思われる。

## 6. 山背大兄王と大王位

この聖徳太子と秦氏ないし渡来人との関係は、太子の子の山背大兄王のことからも確認しうる。聖徳太子が「摂政」であり「万機」に関与し、かつ「皇太子」であったことは、その子の山背大兄王の存在形態からも推定できるのである<sup>(42)</sup>。

聖徳太子の王子の山背大兄王については、まずその大兄という“称号”から考察する必要がある。これについて先駆的な分析を加えられたのは井上光貞氏だが<sup>(43)</sup>、この「大兄」のなかでほとんど唯一の例外ともいふべきものが山背大兄王で、他がすべて天皇の子であるにも関わらず、山背大兄王のみがそうでない。天皇の孫、「皇

太子」の子なのである。彼が大兄であったことは『日本書紀』はむろん、『家伝』『上宮聖徳法王帝説』『聖徳太子伝暦』など諸書は一致していて疑う余地はない。いつ「大兄」になったかについてはなお考えるべき問題として残るが、天皇の後継者として確たる地位を保っていたことは確かである。

そのことは推古天皇の死後の大王位の継承についての、田村皇子（後の舒明天皇）と山背大兄王との確執によくあらわれている。この子細についても詳述する必要はないと思われるが、山背大兄王の位置を考えるための必要の範囲内で触れてみたい。

推古天皇の「葬礼」が終わったものの、なお「嗣位」が定まらず、「大臣」だった蘇我蝦夷は「独り」で専行しようと思ったものの「群臣の従わざらむことを畏」れて、群臣たちを集めて諮った。このときの後継者紛争は前後に例を見ない熾烈なものであって、前帝推古の遺言をめぐる対立が、多くの有力豪族を巻き込んで展開した。すなわち蝦夷はこれを考慮して独断での専行が行えなかったわけで、推古天皇の田村皇子への遺言の「天下は大任なり。本より輒く言うものにあらず。爾田村王子、慎みて察にせよ。緩らむこと不可。」と、山背大兄王への遺言の「汝、独り莫誼謹ぎそ。必ず群の言に従ひて、慎みて違ふな。」とを引き合いに出して、「是天皇の遺言なり。今、誰をか天皇とすべき」と述べている<sup>(44)</sup>。「遺言」については他の個所にも引かれていて<sup>(45)</sup>、その存在に疑いはないが、その内容、つまり推古の遺志は明確ではなかったようで、3月崩御で9月になって「葬礼」が終わってもなお新天皇を決めることができなかった。

この蘇我蝦夷の下問に対して、大伴鯨・采女臣摩礼志・高向臣宇摩・中臣連弥気・難波吉士身刺が田村皇子に賛成、これに対して許勢臣大麻呂・佐伯連東人は山背大兄王を支持している。論は完全に分裂状態を呈したわけで、「大臣」蝦夷は「群臣の和はずして、事を成すこと能はざるを知りて、退り」さったという<sup>(46)</sup>。さらにこれより先に、蝦夷からは叔父にあたる境部摩理勢に蝦夷が意見を求めたところ山背大兄王支持を述べ、蘇我氏内部にも大きな対立があったことを知ることができる。

こうしたなか、「叔父、田村皇子を以って天皇とせむとす」ることを聞いて、山背大兄王は皇位への執着を強く示し、行動に出る。推古の「遺詔」によつての田村皇子擁立であると蝦夷たちはいうが、① その「遺詔」の内容を示せ、② また誰がそれを聞いたのか、を確認しようとする。そして自分の推古から直接に聞いた遺言はそれとは異なり、「汝本より朕が心腹たり。愛み寵む情」は他に比べるものはないし、「国家の大基は、是朕が世のみに非ず。本より務めよ。汝肝稚しと雖も、慎みて言え。」というもので、「寧ろ叔父に違あるにや」とまで言っている。蝦夷のほうも田村皇子の擁立については「遺勅をば誤らじ。臣が私の意には非ず。」と山背大兄王に対応している。この間、山背大兄王派であった境部摩理勢が蝦夷と対立して山背

大兄王の異母弟の泊瀬王のもとに合流、これを蝦夷が殺害するにいたって事態は急転し、田村皇子が舒明天皇として即位、この山背大兄王をめぐる皇位紛争は決着したらしい。以後、皇極天皇2年の暗殺事件までの15年間、山背大兄王は少なくとも『日本書紀』には、皇位継承はむろん、あらゆる政治的局面に登場しない。蘇我氏系統の大王家の人物でありはしたが、要するに皇位継承紛争に敗れたわけで、いったんは政界から退かざるを得なかったのである。そしていきなり皇極天皇2年の暗殺事件となる。

ではいったい、何故に山背大兄王は暗殺されねばならなかったのであろうか。暗殺の対象になるということは、暗殺をいわば仕掛けた勢力にとって山背大兄王は侮りがたい、隠然とした勢力を保持していたからと考える以外にない。つまり皇位に近い存在であったのであり、だからこそ葬りさらねばならなかった。皇族ということでは、もし聖徳太子が取るに足らない一皇族であれば、その子の山背大兄王のこうした皇位との関係は説明することができない。太子が「皇太子」であり「摂政」であったことを前提にしてはじめて山背大兄王の強い皇位への執着と、田村皇子との均等な継承権の主張を理解することができる。聖徳太子を抜きにして考えれば山背大兄王は単なる三世の皇族にとどまり、「大兄」ともまた皇位とも関係しないはずで、山背大兄王の権力というか実力の根本・根底は、聖徳太子から考えるほかないと思われる。

## 7. 山背大兄王の深草屯倉逃走

いま一つ考えねばならないのは、この山背大兄王の暗殺事件の際の、深草屯倉への逃走計画である。皇極天皇2年のいわゆる上宮王家滅亡事件に際するもので、『日本書紀』に記載を持つ<sup>(47)</sup>。

斑鳩宮にいた山背大兄王を襲撃したのは、蘇我入鹿の意を受けた巨勢徳太臣と土師娑婆連で、山背大兄王たちは自分の骨にみたてた「馬の骨」を「内寝」に偽装するなどの抵抗を試みたものの敗れ、「膽駒山」（生駒山）に身を隠した。この時そば近くにいたのは僅かに三輪文屋君などだったという。この偽装に眩まされて山背大兄王は死んだと思った入鹿の軍勢は撤収、その後4、5日間は大兄の一行は生駒山に潜伏した。

この時に側近ともいべき三輪文屋君は山背大兄王に対して、「請う、深草屯倉に移向きて、茲より馬に乗りて東国に詣りて、乳部を以って本として、師を起して」戦ってはどうかと進言した。そうすれば「勝たむこと必じ」というのである。

ここから二つのことを指摘できる。まず第1は、「乳部」が山背大兄王の配下にあったということである。「乳部」の成立についてはなお解決されていない問題もあ

るが、少なくとも“皇太子”の勢力下にある部民であることは疑いなく<sup>(48)</sup>、それが山背大兄王のもとに属しているということは、父の聖徳太子の“遺産”を受け継いだものとする以外にないだろう。いわゆる上宮王家と「乳部」との関係は、聖徳太子にその淵源がある。

この提言に対して山背大兄王は、「卿が導う所の如くならば、其の勝たむこと必じ」と応じている。つまり提言のように行動すれば入鹿に必ず勝利できるということを、山背大兄王も認めているというか、この言が実際に山背大兄王の発言であるかに修飾の問題は残りはするが、少なくとも『日本書紀』成立段階では「深草屯倉」や「東国」に上宮王家が勢力基盤を持っていたことが一般論として認定されていることは疑うことができない。しかしもしこの策を入れたならば必ず勝利できるが、万民を使役することを望まず、この策を入れないで山背大兄王たちは入鹿に敗北、上宮王家は滅亡して果てる。

第2に、ではいったい何故「深草屯倉」に入ったならば「勝たむこと必じ」だったのか。山背大兄王たちがそのように判断した根拠は何なのか。大和岩雄氏が「秦河勝は、山城国の葛野・深草郡の秦氏の財力をバックにして、上宮王家の経済的支援をおこなった」と指摘されたのは<sup>(49)</sup>、おおむね首肯できるものである。深草にあった「屯倉」についてはなお確認されていないが、地理的に飛鳥時代における深草は大和にとってはかなり遠方で、諸文献に聖徳太子はむろん山背大兄王との関係は見出すことができない。また「斑鳩」にいた山背大兄王が、そこから「東国」に逃走する際にも通常の交通経路からは相当に離れており、通過せねばならない道筋ではない。

「深草屯倉」にまずいったんの避難を三輪文屋君がすすめたのは、ここを拠点とする秦氏との関係を抜きにしては考えられない。深草の地と秦氏との関わりは、早く欽明天皇朝に確認できる。すなわち欽明は「秦大津父という者を寵愛」したならば「壮大に及びて、必ず天下を有」らすだろうという夢を得て、これを探索させたところ「紀郡の深草里より得」ることができたという<sup>(50)</sup>。むろんこの夢は事実とは考えられないが、秦氏の人物が深草から見出せたという説話構成の背後には、深草の地が秦氏一族の濃密な居住地であったということを見逃すことはできない。稻荷神社（伏見稻荷大社）が「伊奈利山の三箇峯の平処」に創始されたのは「秦氏の祖の中家ら」の業績であると伝えるのもその証左になるだろう<sup>(51)</sup>。さらに延暦19年に紀伊郡の「九条深草」の地が売買されたときに作成された文書には、「刀禰」4人の内に秦忌寸白麻呂・内蔵秦忌寸広足、また郡司として大領秦忌寸某・「小」領秦忌寸豊道・擬主政秦忌寸永年などが見えていて<sup>(52)</sup>、平安時代にいたるも秦氏の濃密で有力な居住は確実である。こうした深草ないし紀伊郡における秦氏と「深草屯倉」

の関係は不明というほかないが、秦氏による山城盆地の初期的開発時代から以後のことを考えても、地元首長として「深草屯倉」の経営に関与していないことは考えられない。

そのように考えてくると、山背大兄王の逃走先に「深草屯倉」が選ばれた背景には、秦氏勢力を恃んでの復活計画が立てられていたことは確かだと思われる。このときにはまだ秦河勝は生存しており、その動向がまったく見えてこないのは不審だが、太子の死後、山背大兄王が史上に見えなくなることとあわせ考えてみれば、政治や政権の後景に退いた、あるいは退かざるを得なくなったと理解するのが適当であろう。

とにかく聖徳太子時代に形成された秦氏との密接な関係が、その子の山背大兄王まで引きつがれ、結果それを頼っての「深草屯倉」への逃走となった。すなわち聖徳太子は“皇太子”であり、“摂政”であり、推古朝の政治過程に深く関与していたことを疑うことはできない。もしそうでなかったとすれば、山背大兄王の政治権力、そこまで言うては言いすぎであれば皇位という最高の政治状況への干渉はありえなかっただろうし、父の聖徳太子の“皇太子”“摂政”という存在形態と関わってそれははじめて理解できるものとせざるを得ない。もし聖徳太子の存在が疑われ、またただの王族の一人に過ぎないとすれば、山背大兄王の滅亡時のこうした状況は理解することができないであろう。つまりは聖徳太子時代からの太子と秦氏ないし秦河勝との関係が事実としてあったからのことであって、聖徳太子のブレンとして河勝は関わり、飛鳥時代の歴史に大きな足跡を残したのである。

さらにいえば、推古朝以来その姿を消した秦河勝が、次にまるで唐突に皇極天皇2年に登場することにもそれは関係するように思える。すなわちこの年、「東国の不尽河の辺の人」の「大生部多」が「常世の神」を祭ることをすすめ、そのようにすれば「富と寿を致す」と説いてまわったのに対し、「東国」におもむいた河勝がこれを「打」ったという<sup>(53)</sup>。この信仰内容そのものについては論じる必要はなからうが、場所が東国であることがまず注目される。

この「東国」については、それが「不尽河」であることから、後世の東国、すなわちおおむね尾張・三河以東、防人の出身地などと関わる「東国」と考えてよいだろう。大王家と密接な関係を保ち、たとえば防人出身地に見られるようにたえず大王家を支える勢力として貢献してきた地域を対象としていることは疑いない。

次にこの「大生部」については、生部氏（壬生部氏）に「大」が付いたもの、すなわちオホミブベと読むというのが通説だが、古写本には「オオミブベ」の訓はなく不安は残る。ただこの「大生部氏」ないし「生部氏」については他にもいくつかの所見が見られ<sup>(54)</sup>、かなりの広域的な分布が知られる。実際に「東国」と考えてよ

い伊豆国に大生部氏の存在が確認されていて、その東国で「常世の神」が祀られ、これを秦河勝が打倒に出かけたことは、史実として認定してよいのではなかろうか。大生部氏が① 壬生氏であって、② 秦氏がその管理者であるとする説は魅力的だが<sup>(55)</sup>、筆者はそこまで認める根拠を持たないがもしそうだとすると、河勝が大生部氏を“管理”に東国に行くのはありうることであろう。秦氏ないし河勝と、聖徳太子との関係は必ずしもミブを媒介して生じているようには史料的には思えないし、ミブの統括氏族としてはいうまでもなく壬生氏がある。壬生門（美福門）の名称の存在からも知られるように、王権とはきわめて近い関係を持った伴造氏族であった。秦氏との関係も不可能というわけではなかったであろうが、大生部の「生部」がミブベであるとする、この部民を管下に入れていた中心は壬生氏であったことを見逃すわけにはいかない。「大生部の『大』は、大中臣の『大』などと同じであるというのも、その限りではその通りに思えるが<sup>(56)</sup>、直接的な史料では大生部—壬生部の統括関係を証明することができない。

## おわりに

以上、聖徳太子「否定」論を念頭において、はたしてその“否定”が史実として認定できるかを検討した。考えねばならないことはなお多いが<sup>(57)</sup>、本稿で素材とした① 山背大兄王と秦氏との関係、② その起源ともいべき聖徳太子と秦氏との関係、ともに史実として認定すべきというのが結論である。つまりそうした「地位」名称が当時にあったかは別として、聖徳太子が「摂政」「皇太子」であることを前提にしなければ理解できないのであって、聖徳太子の「実在」は疑いないことと思う。

聖徳太子時代の、隋の中国統一国家形成と隋国・高句麗国の対立を見越して外交再開など、推古朝全体の国際的センスは抜群であった。タイミングを見計らった外交再開だったのであり、この決断は以後の日本と中国の外交方針の基本を決定した。むろんそれは太子ひとりの判断による独裁・専制というのではなく、蘇我馬子をはじめとする多くの豪族たちの支持があったことは疑いない。しかしそのなかで聖徳太子は、先に見てきたように主導的な立場を構成していたこともまた事実であり、それはその後継者とおぼしき山背大兄王の生涯からも見出すことができる。すなわち聖徳太子と京都、つまりは秦氏との関わりを基底にしてここまで考えてきたが、やはり通説に近い評価、つまり『日本書紀』などの文献史料に書かれた通りではないにしろ、聖徳太子がそれなりの政治的な権力を保持して、飛鳥時代の国政の執行にあたっていたのは事実であるというのが得た結論である。早くに信仰の対象となり、神格化が進んだことには当然配慮せねばならないが、だからといって聖徳太子は「いなかった」とするのも早計であろうと思われる。

## 注

- (1) 大山誠一氏 2007「聖徳太子論その後」『史聚』39・40 合併号所収。ただこういうものの“言いかた”には、細部にこだわるようだが賛成できない。聖徳太子の存在ないし実在を疑い、否定する者だけが正常な精神の持ち主で、そうでないものをすべて「マインドコントロール」のせいとするのは、学問研究の立場を逸脱していると思われる。
- (2) 『上宮聖徳法王帝説』に「少治田天皇御世乙丑年、(中略)七月に十七余法を立つ」とある。
- (3) 『類聚三代格』「格式序」に「上宮太子親ら憲法七条を作る。国家の制法これより始まるなり」とある。
- (4) 『上宮聖徳法王帝説』に「太子七寺を起つ。四天皇寺・法隆寺・中宮寺・橘寺・蜂丘寺彼宮を并せて川勝秦公に賜う・池後寺・葛木寺葛木臣に賜う」とある。これらはおおむね聖徳太子関与の寺院として認めるのが通説である。
- (5) 大山誠一氏『「聖徳太子」の誕生』吉川弘文館・1999年。
- (6) 歴史研究において史料・資料を否定する場合、① そのものを即物的に否定することに合わせて、② なぜそのような史料・資料が、誰によって作成されたのか、を論じる必要がある。この②についてはまず「律令国家が成立したことにより、ピラミッド型の官僚機構の頂点に立ち、儒仏道の保護者として君臨する聖天子像が必要となったが、歴史上、それにふさわしい人物は蘇我馬子しかいなかった。しかし、馬子とするわけにはいかないから、代行の厩戸王が中国的聖天子のモデルとされることになり、その厩戸王を中心に書き換えられたのが今日の『書紀』である。」(大山誠一氏「聖徳太子の解明にむけて」同氏編『聖徳太子の真実』平凡社、2003年所収)とされるが、なぜ「聖天子像が必要」となったかの証明は精彩を欠いているし、また他の皇子たちでなぜいけないのかについても論証をされていない。
- さらに聖徳太子像の創造者として藤原不比等・長屋王・道慈をあげられるが、これも史料的に十分に証明されておらず、『日本書紀』成立段階での活躍の大きい人物を想定されたにとどまるように思われる。とりわけ大きな役割を果たしたとされる道慈が「聖天子像を描く」という主張も、道慈の入唐からの14年ぶりの帰国は養老2年で、この間むろん『日本書紀』の編さんにはまったく関与していない。また平城京への入京は同年12月と推定され(『懐風藻』および『続日本紀』養老2年12月甲午条)、養老4年5月に奏上される『日本書紀』はここまでもかなりの時間を費やし、またこの時にはほとんど編さんの最終段階に入っているはずで、にもかかわらず道慈がそれほどの大きな役割を果たせたならば、『日本書紀』編さん過程との関係にも論は及ぶ必要があるように思われる。
- (7) 『日本書紀』用明天皇即位前紀。
- (8) 『日本書紀』推古天皇元年4月己卯条。

- (9)『上宮聖徳法王帝説』。
- (10)上田正昭氏『日本を創った人びと 1 聖徳太子』平凡社・1978年、『上田正昭著作集7 歴史と人物』所収、角川書店・1999年。勾大兄・押坂彦人大兄とあわせて高句麗・百済の「太子」執政の例も触れられていて、日本列島だけの慣例でなく、国際的背景を持つものであることが示されている。
- (11)荒木敏夫氏『日本古代の皇太子』吉川弘文館、1985年。
- (12)『日本書紀』敏達天皇元年5月壬寅条。
- (13)日本古典文学大系『日本書紀』・日本古典全集『日本書紀』ともに押坂彦人大兄皇子と推定されている。
- (14)『日本書紀』継体天皇6年12月条。
- (15)『日本書紀』推古天皇2年2月丙寅条。
- (16)『日本書紀』推古天皇15年2月甲午条。
- (17)『日本書紀』推古天皇28是歳条。
- (18)たとえば高校教科書『詳説日本史B』山川出版社・2007年改訂版など。
- (19)井上光貞氏「冠位十二階とその史的意義」『日本歴史』176号・1963年、『井上光貞著作集1 日本古代国家の研究』所収、岩波書店・1985年。
- (20)荊木美行氏「冠位十二階」『日本古代史大辞典』大和書房・2006年、当該項目。
- (21)『日本書紀』推古天皇3年5月丁卯条。
- (22)『日本書紀』推古天皇元年4月己卯条。なお「伊予国風土記」(『万葉集註釈』所引)にも聖徳太子と慧慈(恵慈)が「夷与の村に逍遙」したと記している。
- (23)『令集解』官位令「或云」。
- (24)石母田正氏「古代法」『岩波講座日本歴史 4』岩波書店・1962年、『石母田正著作集8』岩波書店・1989年所収。
- (25)『隋書』倭国伝大業3年条。なおこの「対等」であることを少なくとも倭国側が意図したことに関しては中村裕一氏『唐代制勅研究』汲古書院・1991年、西嶋定生氏『倭国の出現』東京大学出版会・1999年、金子修一氏『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会・2001年などに詳細な中国史側からの分析もある。
- (26)この間の関係については坂元義種氏『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館・1978年に分析がある。
- (27)『日本書紀』敏達天皇元年5月丙辰条。
- (28)『日本書紀』敏達天皇3年10月丙申条。
- (29)日本古典文学大系『日本書紀』下の頭注。
- (30)『日本書紀』敏達天皇13年是歳条。
- (31)『日本書紀』敏達天皇14年3月丙戌条、同6月条。

- (32)『日本書紀』崇峻天皇5年11月乙巳条。
- (33)『日本書紀』推古天皇33年10月癸卯条。
- (34)『日本書紀』推古天皇31年是歳条および11月条。
- (35)『日本書紀』推古天皇16年9月辛巳条。なお列記されている人物は「学生」が倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圜,「学問僧」が新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人慧隱・新漢人広済の8人である。
- (36)『日本書紀』推古天皇11年11月己亥条。
- (37)この「蜂岡寺」については、通説では「葛野秦寺」と同一の寺院の異称であり、現在の広隆寺にあたとされる。これを別個の寺院であるとして、詳細に分析を加えられたのは林南寿氏『広隆寺史の研究』(中央公論美術出版・2003年)である。「北野廃寺址にあった蜂岡寺」は、平安遷都とともに「秦寺」に「寺跡を移して合併」されたものとされた。たしかに「飛鳥時代後期」に現広隆寺の地に寺院の建立があったと見るのが通説だが(古代学協会・古代学研究所『平安京提要』角川書店・1994年),現境内地については十分に埋蔵文化財調査がなされているとはなお言いがたい。氏はこうした説をも受けて別々の寺院として建立されたものが併合・合体されたと主張されるが、ただ平安遷都以後も北野廃寺は存続しているし(『史料京都の歴史 2 考古』平凡社・1983年ほか),また瓦は移転後の寺院にも再利用されることが多く,出土瓦の製作時期をその瓦の用いられた寺院の建立時期とされているのも問題を残す。それらの点を考慮されての「いささか窮屈な推論」とされるのだが,本論と直接の関係をもたないこともあってなお私見については保留したい。
- (38)『古語拾遺』。
- (39)『聖徳太子伝補欠記』。
- (40)『聖徳太子伝暦』。
- (41)『日本書紀』崇峻天皇即位前紀(用明天皇2年7月)。
- (42)なお山背大兄王については、『上宮聖徳法王帝説』に「山代大兄王」,『釈日本紀』所引「上宮記」に「山尻王」・「尻大王」,『聖徳太子伝補欠記』に「山代大兄王」,「法起寺塔露盤銘」に「山代兄王」,などとある。「大兄」になった時点は問題として残ることになるが,「大兄」であったことは疑いないように思われる。
- (43)井上光貞氏「古代の皇太子」『井上光貞著作集 1 日本古代国家の研究』所収,注19と同じ。
- (44)『日本書紀』舒明天皇即位前紀。
- (45)『日本書紀』推古天皇36年3月壬午条。また舒明即位前紀の皇位紛争はこの遺言をめぐる争いになっている。なおこの「遺詔」については門脇禎二氏が詳細に分析されており,「再三再四にわたって引用されているが,もともと一つの原史料」とされ,「追加・修飾」

はあるとされるもののその存在については否定しておられない（同氏『「大化改新」史論』上、思文閣出版・1991年）。

(46)『日本書紀』舒明天皇即位前紀。以下同じ。

(47)『日本書紀』皇極天皇2年11月丙午条。

(48)『日本書紀』皇極天皇元年是歳条にいう蘇我氏が「悉く上宮の乳部の民」を集めて使役したというのも、こうした「乳部」が蘇我氏の管轄下に入っていたことを示すものであろう。そしてまた本条で実名は不詳ながら上宮王家の「上宮大娘姫王」（春米女王と推定される）がこれを「発憤」ったというのは、本来は「乳部」が上宮王家の管下にあったことを物語るものであろう。

(49)大和岩雄氏『秦氏の研究』大和書房・1993年。なお大和氏は山背大兄王の「山背」は、王が「山背深草の地で秦氏に養育されたための名」とされるが、これについては証明されていない。ここでは試見にとどまるが、おそらくは山背氏（山背国造）に関わる命名かと思われる（山背国造については角田文衛氏「愛宕郷と山代国造氏」『古代文化』27-10、『角田文衛著作集 2 国分寺と古代寺院』法蔵館・1985年に詳しい）。

(50)『日本書紀』欽明天皇即位前紀。なお本条では大津父は「伊勢」に行つて「商價」しての帰りという文言があり、深草から伊勢、さらには「東国」に向かう交通路の存在がうかがえるが、斑鳩から深草、深草から東国へ、という経路には歴史的・地理的に無理がある。

(51)「二十二社註式」に「人皇四十三代元明天皇の和銅四年」のことという。また「山城国風土記」逸文（「神名帳頭註」所引。ただし和銅風土記かは疑わしく、日本古典文学大系本<秋本吉郎氏>は疑点を指摘した上で採録され、新編日本古典文学全集本<植垣節也氏>は採録されていない）にも「秦中家忌寸等が遠つ祖、伊侶具の秦公」とみえている。

(52)「仁和寺文書」延暦19年6月21日山城国紀伊郡司解案（『平安遺文』18号）。

(53)『日本書紀』皇極天皇3年7月条。

(54)川尻秋生氏「大生部直と印波国造」（『千葉県立中央博物館研究報告』7-1・2001年、のち同氏『古代東国史の基礎的研究』塙書房・2003年所収）。また奈良文化財研究所木簡データベース（2008年2月確認）では11例の大生部氏木簡が掲出されている（ただし重複していて11個体というわけではない）。なお静岡岡市曲金遺跡出土木簡（『木簡研究』17号・1995年）の「常陸国鹿島郡」「戸主大生秋万呂」の「大生」が大生部のことだとすれば、ここにも大生部の所在を確認できる。

壬生部・生部については佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究 考証篇 6』（吉川弘文館・1983年）に該書刊行時までの詳細な人名と分布状況の提示がある。

(55)加藤謙吉「ミブ・ニフ二題一六・七世紀における秦氏の職掌について一」『続日本紀研究』182号・1975年、同氏『秦氏とその民—渡来氏族の実像—』白水社・1998年など。

(56)川尻秋生氏、注54論文に同じ。なおこの壬生部については岸俊男氏が「光明立後の史的

意義』『ヒストリア』20号・大阪歴史学会・1957年所収、同氏『日本古代政治史研究』塙書房・1966年所収において私部との関係で関説されていて、「官号や御名を冠した名代・子代」の登場の「下限はほぼ崇峻の倉椅部に止ま」ることを根拠とされて壬生部の成立時期を「敏達一推古朝が一つの指標」となると考えられている。また私部にも大私部がいることも注意され、岸論文に詳細な掲出と分析があるが、私部と大私部の関係については該論文では考えを保留されている。

(57)考え残した最大の点は、海外史料における聖徳太子のことである。636年（日本舒明天皇8）に帝紀・列伝が成立した『隋書』東夷伝倭国条に見えている遣隋使に関する諸項目、特に隋開皇20年（600）の、周知のように『日本書紀』に見えていない記事についてであって、ここにはこの年に「遣使詣闕」した「倭王」として「姓」が「阿每」、「字」が「多利思比孤」、「号」が「阿輩鷄弥」と記されている（『隋書』東夷伝倭国条。『隋書』本体とは異なり『通典』は「其国号阿輩鷄弥」として、「阿輩鷄弥」を「国」の「号」としている。）なお遣隋使関係史料については田中健夫・石井正敏氏編「古代日中関係編年史料稿一推古天皇八年（六〇〇）から天平十一年（七三九）まで」『遣唐使研究と史料』（東海大学出版会・1987年）所収による。また「阿每」・「多利思比孤」・「阿輩鷄弥」について述べたのち、「太子利歌弥多弗利」をあげている。

まず「阿每」「多利思比孤」だが、タリシヒコは男性名称であるから、これを開皇20年（推古天皇8）とすると「倭王」は当然推古天皇のこととなるし（大山誠一氏は推古を「大王ではなかった」とされる＜同氏『日本書紀』の構想、『聖徳太子の真実』平凡社・2003年所収＞）、しかし推古はヒコであるはずはないので何らかの錯簡があったものとせざるをえない（称号は通称だから推古であってよいとの説もある＜井上光貞氏「推古朝外交政策の展開」『聖徳太子論集』平楽寺書店・1971年所収、のち『井上光貞著作集5 古代の日本と東アジア』岩波書店・1986年所収＞）。この間を詳細に検討された門脇禎二氏はタリシヒコを聖徳太子、「利（『翰苑』注では「和」）歌弥多弗利」を田村皇子（舒明天皇）とされている（同氏『大化改新』史論』上、注45）。文字通りにこの間は諸説紛々であってこれに判断を下すことは困難だが、そしてまた誰をも納得させる説を知ることができないが、少なくとも学説としては「多利思比孤」「利（和）歌弥多弗利」のどちらかを聖徳太子とすることについては合意を見ている。つまり太子がこの当時の外交に関与していたことを疑う学説は少ないのであって、このことにのみ今は注意しておきたい。